

日 薬 業 発 第 232 号

平成 26 年 11 月 17 日

都 道 府 県 薬 剤 師 会 会 長 殿

日 本 薬 剤 師 会

会 長 山 本 信 夫

保険調剤におけるポイント付与の取り扱いに関する要望について（情報提供）

平素より、本会会務に格段のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、保険診療・保険調剤におけるポイント付与の取り扱いにつきましては、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則等の「経済上の利益の提供による誘引の禁止」の規定により、専らポイントの付与・その還元を目的とするポイントカードの利用が禁止されています。

しかし、同規定の施行（平成 24 年 10 月 1 日）から現在に至るまで、保険調剤におけるポイント付与が公然と行われるなど薬担規則上の不適切な状態が依然として放置されている事例が散見されます。これまで本会では厚生労働省に対し、その都度、不適切事例に対する改善指導の徹底を図るよう申し入れを行ってきたところですが、今般、改めてその対応を求めるべく、別添のとおり要望書を提出いたしましたのでお知らせいたします。

本件につきましては、今後も引き続き、健康保険事業の健全な運営の確保に向けて取り組んでいく所存ですので、何卒よろしくお願い申し上げます。

<別添>

「保険調剤におけるポイント付与の取り扱いについて（要望）」（平成 26 年 11 月 14 日、日薬発第 249 号）

日 薬 発 第 249 号  
平成 26 年 11 月 14 日

厚生労働省  
保険局長 唐澤 剛 殿

日本薬剤師会  
会長 山本 信夫

### 保険調剤におけるポイント付与の取り扱いについて（要望）

平素より、本会会務に格段のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、保険診療・保険調剤におけるポイント付与の取り扱いにつきましては、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則等において「経済上の利益の提供による誘引の禁止」の規定が設けられ、平成 24 年 10 月 1 日より施行されております。

これにより、現金と同様の支払い機能を持つクレジットカードや一定の汎用性のある電子マネー（以下、「クレジットカード等」）による支払いに生じるポイント付与を除き、専らポイントの付与・その還元を目的とするポイントカードは、保険調剤において不適切事例に該当することは明確であります。

また、同規則の施行にあたっては、厚生労働省保険局医療課長より地方厚生（支）局医療課長に対し、クレジットカード等の取り扱いについて「引き続き年度内を目途に検討することとしている」（平成 24 年 9 月 14 日付け事務連絡）と周知されています。さらに、平成 25 年 3 月 13 日の中医協総会における三浦委員によるその後の検討状況の確認に関する質問に対しても、事務局から「関係者の意見も伺いながら、できるだけ早く対応を取りまとめ、そして中医協のほうでも御議論いただきたい」（厚生労働省保険局・宇都宮医療課長）との回答を受けておりますが、現在に至るまで、その検討結果について何も示されていない状況が続いております。

これまで本会には、都道府県薬剤師会および本会会員から、保険調剤におけるポイント付与（専らポイントの付与・その還元を目的とするポイントカードの使用）が公然と行われるなど薬担規則上の不適切な状態が依然として放置されている事例が散見されるとの指摘・苦情とともに、地方厚生（支）局による改善指導を強く求める意見・要望が多く寄せられております。

本会としては、このような状況が今後も継続することは、保険薬局及び保険薬剤師における薬担規則等をはじめとする関係法令の遵守という立場から、その実効性を揺るがしかねない重要な問題であり、健康保険事業の健全な運営の確保という観点からも深刻な影響を及ぼすものと懸念しております。

つきましては、薬担規則等の法令遵守の原則に基づき、地方厚生（支）局へ不適切事例に対する改善指導の徹底をご指示いただくとともに、保険調剤における「ポイント付与の原則禁止」について、クレジットカード等を含めたポイント付与の取り扱いを早急に整理かつ明示していただきますよう要望いたします。